

文書分類基準表の改定について

令和7年12月22日
大通達甲（警務）第27号
警務部長から本部各課・
所・隊長、警察学校長、
各警察署長宛て

（概要）

この通達は、大分県警察において作成又は施行された文書を整然と整理し、的確に保存するための文書分類の基準について、必要な事項を定めたものである。